



2023年6月19日

各 位

会 社 名 昭和ホールディングス株式会社
代表者名 代表取締役社長兼最高経営責任者
此下 竜矢
(コード番号 5103 スタンダード市場)
問合せ先 代表取締役最高執行責任者兼
最高財務責任者 庄司 友彦
(TEL. 04-7131-0181)

Group Lease PCLに対する会社更生の申立てと 裁判所の不受理決定についての補足解説

当社グループの持分法適用関連会社であるGroup Lease PCL (GL) は2023年5月11日に、日本の上場企業であるJトラスト株式会社の子会社であるJ Trust Asia PTE Ltd (JTA) からGLに対して会社更生の申立てを行い、それが受理されなかった件について開示しておりましたが、本件について補足となる解説を開示しておりますので下記に日本語訳してご説明いたします。

JTAは過去2018年1月10日に同じくGLに対して会社更生の申立てを行い、第一審、控訴審および最高裁においても根拠がないとして棄却され、2021年12月に判決は確定しておりました。今回JTAは新たに申立てを行ったものですが、詳細につきましては下記をご参照ください。

詳細につきましては下記をご参照ください。

(以下はGLによるタイ証券取引所 (SET) での開示の日本語訳となります。)

(原文URL : <https://grouplease.international/newsroom/0799NWS160620232018400766E.pdf>)

2023年6月16日

件名 Jtrust Asia Pte LtdによるGroup Lease PCLへの会社更生申立に関する補足解説

宛先 タイ証券取引所 社長

参考 2023年5月11日付 当社からのタイ証券取引所 社長宛 書簡No GL 11/2023に関する通知「当社に対する会社更生の申立ておよび不受理決定に関するお知らせ」

当社に対してJTAが新たに別の会社更生の申立てを行い、裁判所がその会社更生請求申立の受理を拒否した件につきまして、下記の通りお知らせいたします。

当社は、JTAが2023年4月20日に裁判所に行った会社更生請求について補足説明いたします。JTAは2023年4月25日に更生申立を撤回する申立を提出しており、また同日に、裁判所はJTAの会社更生請求申立を受理しないと決定し、その事件は裁判所のシステムから削除されました。JTAの預託金の返還に関する費用

はJTAが負担しなければならないとされています。

本件に関して何らかの進展がありましたら速やかにご報告をいたします。

此下 竜矢

Deputy Chief Executive Officer

以 上